

募集

実施計画(平成29～31年度)(案)に対するご意見

市では、実施計画(平成29～31年度)の策定を進めていきます。実施計画は、毎年度における予算編成や事業実施の指針となる計画です。

計画をより良いものにするため、広く市民の皆さんからのご意見を募集しています。

○募集内容 「実施計画(平成29～31年度)(案)」に対するご意見

○閲覧場所 政策情報課、豊

田支所地域

振興課、市

公式ホーム

ページ(下

記QRコード)



▲QRコード

さい。

※直接お持ちいただく場合は、豊田支所地域振興課でも提出可能です。

○募集期限 2月6日(月)

○提出方法 任意の様式に住

所、氏名、電話番号を明記の上、「実施計画(案)」に

対する意見」と記載し、政策情報課へ直接お持ちいただくか、郵送、ファクスまたはEメールで提出くだ

問い合わせ・提出先

〒383-8614 (住所記載不要)

政策情報課政策推進係

☎(22)2111(内線216) ファクス(26)0349 Eメール seisaku@city.nakano.nagano.jp

税金

給与支払者(事業者)の皆さんへ 給与支払報告書の早期提出にご協力ください

平成28年中に給料、賃金、賞与などの支払いを行った会社や個人などの給与支払者は、地方税法に基づき、原則として、従業員が平成29年1月1日現在居住する市区町村長あてに「給与支払報告書」を提出することとされています。

マイナンバー制度の施行に伴い、平成29年度(平成28年分)からの給与支払報告書は、法人番号および個人番号の記

載が必要となります。

1月中の早期提出を

給与支払報告書の提出期限は1月31日(火)です。1月中の早期提出にご協力をお願いします。

特別徴収できる方とできない方を区分して提出を

給与支払報告書の提出の際には、個人住民税を特別徴収できる方と、退職などの理由

で特別徴収できない方(普通徴収)を仕切り紙などで区分してください。

※個人住民税の特別徴収制度については、広報なかの平成28年10月号の11ページをご覧ください。お問い合わせください。

問い合わせ先
税務課課税係
☎(22)2111(内線225)

入札

入札参加資格申請を 受け付けます



平成29・30年度に市が発注する建設工事等競争入札(建設工事、測量・建設コンサルタントなど)と、物品等競争入札(見積り)の入札参加資格申請を受け付けます。

申請および登録を希望する方は、申請書類を期間内に提出してください。

登録期間 平成29年4月1日(土)から平成31年3月31日(日)まで

※2年ごとの定期審査となりますので、平成27・28年度参加資格者名簿に登録がある方も、新たに申請が必要です。

○建設工事
建設業法による建設業の許可がある方
※一定規模以下の工事のみ受注をご希望の場合、建設業の許可は不要です。

建設工事等競争入札

○建設工事

建設業法による建設業の許可がある方

※一定規模以下の工事のみ受注をご希望の場合、建設業の許可は不要です。

○測量・建設コンサルタント
営業に関し、法律上必要な

など

許可・登録を受けている方
※受付期間 2月1日(水)～28日(火)(郵送可・必着)

物品等競争入札(見積り)

○事務用品、日用品、電気器具、食料品、介護用品などの物品納入を希望する方

○物品賃貸業などのサービス提供を希望する方

○施設管理などの業務受託を希望する方(建設工事、測量・建設コンサルタントは別に申請が必要)
※法人、個人、組合など経営形態は不問
※受付期間 2月1日(水)から
随時(郵送可)

入札参加資格申請要領などは、財政課で配布するほか、市公式ホームページにて閲覧・ダウンロードできます。

市公式ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp/>

問い合わせ・申請先
財政課管財係
☎(22)2111(内線222)

申告

農業所得の申告準備を お願いいたします

農業所得の申告（確定申告または個人住民税の申告）を行うためには、自分で収支内訳書（青色申告決算書）を作成するなど準備が必要です。申告相談で農業所得を申告する場合、相談を円滑に進めるため、帳簿類・領収書などの整理や経費の計算を必ず済ませてから会場にお出掛けください。

にすればよいですか？

A 農業用倉庫を修理した場合は、修繕費を経費として計上します。ただし、管理・修理の程度を超え、資産価値が増加した場合は減価償却費として計上します。

Q 農地の取得費用は必要経費として計上できますか？

A 農地の取得費用は経費として計上できません。ただし、不動産取得税や固定資産税は必要経費に計上できます。また、農地取得のため資金を借りた場合の返済利子は経費として計上できます。

減価償却費・必要経費 Q&A

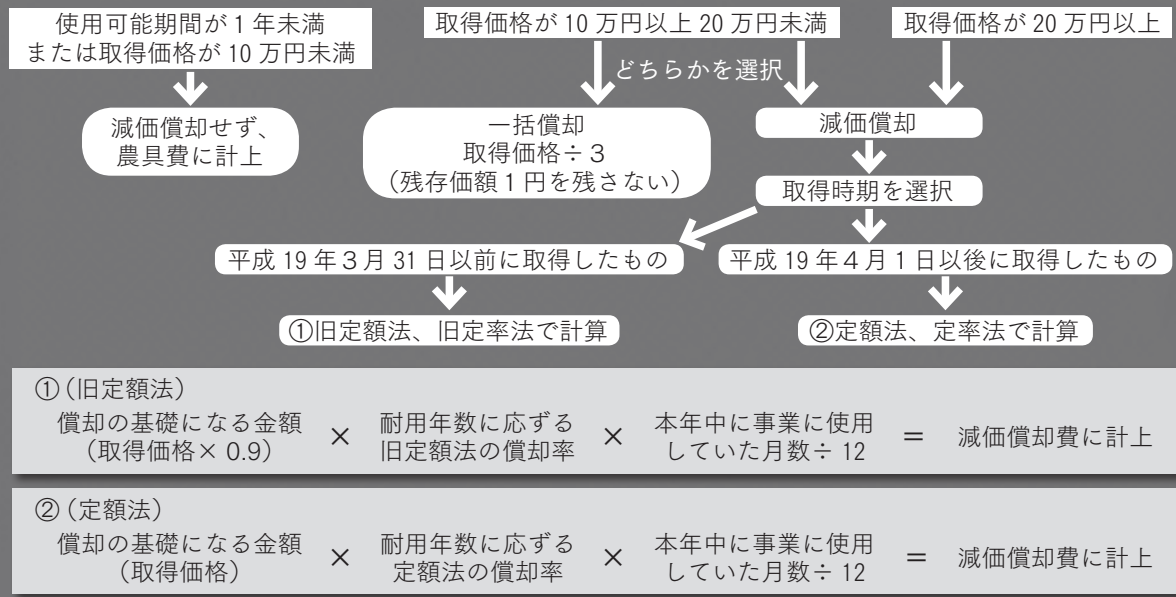
Q 減価償却費の計算方法はどのようにすればよいですか？

A 農業用の建物や車両、農機具などの資産で、取得価格が10万円以上のものに係る償却費です。資産ごとの耐用年数や償却率などご不明な点、また、ご自身で計算ができない方は税務課までお問い合わせください。

Q 農業用倉庫を修理しましたが、経費計算はどのように

A 土地改良事業の負担金（維持管理費の部分のみ）と、客土費用を経費として計上できます。土地改良の負担金が10万円当たり1万円未満の場合は、全額を必要経費に算入できます。

減価償却費について



※資産ごとの耐用年数や償却率につきましては、税務課までお問い合わせください。

申告相談の電話 予約について

申告相談期間中の午前9時から午後4時までの間、30分単位で時間を指定してご予約いただけます。
なお、申告相談の詳細な日程などについては、広報なかの2月号でお知らせします。

○予約方法 予約専用電話で希望相談日、会場（市民会館、豊田支所）と時間を指定してください。

◆予約専用電話 ☎(38)1300

※予約受付日の受付時間以外には通話できません。

○受付日 2月3日(金)〜3月14日(火)(土・日・祝日を除く)

○受付時間 午前8時30分〜午後5時15分

○その他留意点
・市の代表電話での予約はできません。

・予約は希望相談日の前日までに済ませてください。
(月曜日を希望する場合は、前の週の金曜日まで)

・回線が込み合っていて話し中の場合は、しばらくしてから再度お掛けください。

問い合わせ先
税務課 税係
☎(22)2111 (内線225)

